

(参考)

地方公営企業会計基準の見直し

(1) 背景と目的

地方公営企業会計基準は、昭和41年以来大きな改正が行われていなかったが、これまで大幅な改正が行われてきた民間企業や地方独立行政法人の会計基準との整合性確保が必要とされたこと、また、地域主権改革の観点から、地方公営企業の経営の自由度を高めることや、経営状況の透明性の確保が求められたことから、今般、大幅な基準の見直しを行うこととなった。

(2) 会計基準の見直しに伴う山梨県企業局の対応

温泉事業会計

	項目	対応の必要性	対応状況
1	借入資本金	無	借入資本金に該当するものはない。
2	補助金等により取得した固定資産の償却制度等	有	「みなし償却制度」の廃止により、償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等について、「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上。減価償却見合い分を順次収益化。
3	引当金	有	貸倒引当金、賞与引当金、修繕引当金の計上が義務化されたことにより、必要額を計上。
4	繰延資産	無	繰延資産に該当するものはない。
5	たな卸資産の価額	無	たな卸資産は、一般管理活動において消費される貯蔵品等であるため、時価評価は行わない。
6	減損会計	無	減損の兆候は見られないことから、減損は行わない。
7	リース取引に係る会計基準	無	リース取引に該当するものはない。
8	セグメント情報の開示	無	事業ごとに会計を設けており、セグメント開示はしない。
9	キャッシュ・フロー計算書	有	キャッシュ・フロー計算書を間接法により作成する。
10	勘定科目等の見直し	有	会計基準の改正の方向性を踏まえつつ、地方公営企業法の負担区分の状況や資金不足の状況をはじめとする経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかにされるよう勘定科目の見直しを図った。改正した財務規程は平成26年4月1日に施行されている。
11	組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)	有	減債積立金を使用して企業債を償還した場合、建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度を廃止。使用した積立金は未処分利益剰余金に振り替え、議決を経て、翌年度資本金に組み入れる。

(3) 適用時期

平成26年度予算・決算から適用